

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月から 47 年 3 月まで  
② 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

私の母は、昭和 46 年 2 月頃に A 区役所で国民年金の加入手続を行い、加入時から国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、結婚後は、自分自身で欠かさず保険料を納付していたのに、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3 か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人は、申立期間②を除く任意加入期間の保険料を全て納付しているほか、申立期間②当時、住所及び申立人の夫の仕事に変化は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間②の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、「昭和 46 年 2 月頃に、私の母が国民年金の加入手続を行ったはずである。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、48 年 2 月 8 日に社会保険事務所（当時）から B 市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、同年 2 月上旬に加入手続が行われたことが推認できる上、申立人の所持する B 市発行の「国民年金手帳保管証」が同年 2 月 9 日に交付されていることを踏まえると、申立人の主張する加入手続の時期と相違する。

また、申立人は、「私の母が申立期間①の保険料を加入時から納付してくれていたはずである。」と主張しているところ、申立人の母の記憶は明

確でなく、具体的な証言を得ることができない上、申立人は、加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、申立期間①当時の納付状況は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 4225

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月

私は、会社を退職後、A市で国民年金の加入手続を行い、独身の頃の国民年金保険料は、送られて来た納付書で全て納付したと記憶している。加入した当初の1か月が未納となっているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の主張するとおり、会社を退職後の昭和 62 年 7 月 2 日に国民年金の加入手続が行われ、その際、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年 3 月 11 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが確認でき、この時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立期間は加入当初の1か月と短期間であり、申立人は、申立期間後は厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行い、平成 17 年 10 月までの国民年金保険料を全て納付していることを踏まえると、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 2 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 51 年 7 月まで

私の国民年金保険料については、大学卒業後の昭和 49 年 4 月から母が納付してくれていたと聞いている。結婚後、A（地名）に住むようになってからは自分で納付していたが、結婚前の申立期間は母が納付してくれていたはずなので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の特殊台帳には、国民年金被保険者の資格取得日が、強制加入による昭和 49 年 4 月 1 日から任意加入による 51 年 8 月 16 日に変更された旨の記載があり、申立期間は国民年金に未加入の期間となっているが、当該期間は強制加入となるべき期間と考えられ、このような事務処理が行われる合理的理由は見当たらない。

また、申立人の所持する B 町（現在は、C 市）の昭和 51 年度国民年金保険料領収書及び C 市の国民年金被保険者名簿の検認票から、申立期間のうち同年度分の国民年金保険料については、昭和 51 年 4 月 30 日に全期前納していることが確認でき、申立人の特殊台帳にも、「前納：51. 4 から 52. 3 まで、16,390 円・納付 12 月」と記載されているところ、51 年 4 月から同年 7 月までの保険料については、平成 24 年 1 月 20 日付けで還付決議が行われているが、前述のとおり、当該期間は強制加入対象者であったと考えられることから、本来還付処理を行ってはならない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、任意再加入した申立人の母と連番で昭和 51 年 2 月 21 日に払い出されており、その母は、同年 2 月から保険料を納付していることから、その母が申立人の保険料についても、

同じ時期から納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月から51年1月までについては、C市の国民年金被保険者名簿の検認票及び検認済記録欄に納付記録は確認できず、申立人自身は、当該期間の保険料の納付に直接関与していない上、納付してくれていたとする申立人の母から当時の状況を聴取することができない。

また、申立期間のうち、昭和49年4月から51年1月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年2月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和58年9月にA社に入社し、会社は平成7年2月末で倒産したが、部下の転職先を探したりして、実際は同年3月中旬まで会社に残留した。会社からは同年2月分まで給与が支給され、同年2月分の厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び複数の元同僚の証言並びに申立人の雇用保険の加入記録により、申立人は、当該事業所に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は、「給与は月末払いで厚生年金保険料は当月控除であり、平成7年2月の保険料は給与から控除した。」と回答しているところ、申立人と同日（7年2月28日）に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している元同僚から提出された同年2月の給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本により、当該事業所は、申立期間において法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立

期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成7年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、56万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時、当該事業所は、適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 千葉厚生年金 事案 4607

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和39年4月1日にA社からA社B工場へ異動になったが、厚生年金保険の被保険者記録を見ると、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年3月31日となっているので、調査の上、正しい被保険者記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の元同僚の供述並びにA社が保管していた同社B工場従業員に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日等が記録されている資料から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年4月1日にA社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる資料等を保存しておらず不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として

届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 千葉厚生年金 事案 4608

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和37年1月1日、同社C支店における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年1月1日から同年3月1日まで

私は、昭和35年4月1日にA社本社に入社し、62年6月に退職するまで継続して勤務した。この期間のうちA社本社から同社C支店へ異動した際の、37年1月1日から同年3月1日までの期間が、厚生年金保険の被保険者期間となっていないことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された所属別名簿の記録及び申立期間当時の複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年1月1日にA社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和36年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 千葉厚生年金 事案 4609

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、53万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から同年10月31日まで

私は、平成3年9月1日から4年10月30日までA社に勤めたが、同年5月1日から同年10月31日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が8万円に減額されていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年5月から同年9月までは53万円、同年10月は17万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった6年5月31日より後の同年6月8日付けで、4年5月1日に遡及して8万円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、平成4年10月30日に取締役を辞任（同年11月10日登記）し、当該訂正処理が行われた時点では取締役ではないことが確認できる上、既に別会社に入社していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成9年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月29日から同年12月1日まで

私は、A社に平成9年2月に入社し、同年11月末に親会社のC社に出向・転籍になり、継続して勤務していたはずであるが、A社の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年11月29日、出向・転籍先のC社の資格取得日が同年12月1日になっており、年金記録上、被保険者記録が1か月欠落していることに納得できないので、調査の上、正しい被保険者記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所の親会社であるC社及びB社の回答並びに申立人から提出された年金手帳の写しから判断すると、申立人は、A社及びC社に継続して勤務し（平成9年12月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における平成9年10月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「資格喪失日については、転勤であることから、平成9年12月1日と届出すべきであったが、同年11月は、29日（土曜日）、30日（日曜日）が休日であったため、28日の平日を基準に手続を進め、資格喪失日を同年11月29日としたものと考えられる。」

と回答し、届出誤りを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る 9 年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から4年7月31日まで  
私は、A社に勤務していた期間のうち、平成2年10月1日から4年7月31日までの期間に係る標準報酬月額が、自分の知らないうちに引き下げられていたので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社における申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、平成4年6月8日付けで、2年10月1日に遡って13万4,000円に引き下げられ、当該事業所の適用事業所に該当しなくなった日（4年7月31日）まで継続していることが確認できる。

また、元事業主及び申立期間当時事業所に勤務していた役員3名についても、オンライン記録によると、平成4年6月8日付けで、申立人と同様に標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された給与明細書（平成3年1月及び4年1月）は、申立人の主張する標準報酬月額（53万円）に見合う厚生年金保険料控除額であることが確認できる上、上記元役員の1名から提出のあった3年1月から同年12月までの給与明細書も、遡及訂正前の標準報酬月額に見合う保険料控除額であることが確認でき、遡及訂正が事実即した訂正であった事情は見当たらない。

加えて、元役員は、「平成4年6月頃の経営は悪化していた。同年7月の給与は支給されなかった。」と回答している上、元経理部長は、「申立

期間当時、当社は社会保険料を滞納していた。」と供述しており、当該事業所において厚生年金保険料等に滞納があったことがうかがえる。

なお、当該事業所の商業登記簿謄本により、申立人は取締役であったことが確認できるが、複数の元役員は、「申立人は、B（業務）を担当していたので、社会保険事務には関与していない。」、「社会保険料を滞納していたことが、役員会の議題になったことはない。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成4年6月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について2年10月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成元年10月1日から2年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成3年2月28日から同年3月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月1日から2年10月1日まで  
② 平成3年2月28日から同年3月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①に係る標準報酬月額  
の記録が17万円となっているが、当時の報酬は22万円であったので訂  
正してほしい。また、同社には平成3年2月28日まで勤務していたの  
で、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年3月1日に訂正してほし  
い。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により、申立人のA社における  
厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立期間①は22万円と記録さ  
れていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成  
3年2月28日の約1か月後の同年4月4日付けで、元年10月1日に遡  
って17万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所において、申立人の申立期  
間①に厚生年金保険被保険者期間を有する者26人のうち24人が、申立

人と同様に遡及して標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間①の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、22万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、申立人及び元同僚の雇用保険の加入記録並びに複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、平成3年2月28日までA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格の喪失処理は、上記申立期間①の遡及訂正処理と同日の平成3年4月4日付けで遡及して行われていることが確認できる。

さらに、当該事業所の法人登記簿により、当該事業所は、申立期間②において法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年2月28日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日である同年3月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額は、申立人のA社における平成3年1月のオンライン記録から22万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成元年11月1日に、資格喪失日に係る記録を2年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を元年11月及び同年12月は30万円、2年1月及び同年2月は26万円、同年3月は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年11月1日から2年4月21日まで  
私は、平成元年8月にA社に入社し、試用期間の後の同年11月から2年4月までの6か月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びB社から提出されたA社の人事発令により、申立人は、申立期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書の厚生年金保険料控除額から、平成元年11月及び同年12月は30万円、2年1月及び同年2月は26万円、同年3月は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年11月から2年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年9月から53年3月まで

私は、A（職種）になる前の20歳から26歳までの間、B（職種）及び大学に在学していたが、父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであるのに、未加入の記録になっているのは納得がいかないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が平成元年4月13日と記載されており、オンライン記録、C町の国民年金被保険者名簿及び電子記録と一致しており、申立期間は国民年金に未加入期間であることから国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、D県管内において、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付をしたという申立人の両親は死亡しており、加入手続、納付方法及び保険料額等について確認できない。

加えて、申立期間は79か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から3年3月まで

私は、平成4年5月の結婚の頃、夫と年金の話をして、未納となっていた国民年金保険料を納付しようと考え、未納期間のうち2年1月から3年5月までの保険料を夫が近くの郵便局で数回に分けて、遡って納付してくれたはずである。しかし、申立期間が未納とされており、納得できないので、調査して、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫は、「A市B区の郵便局で数回に分けて納付したが、どこの郵便局で納付したか定かではない。」と述べているなど、保険料の納付時期、納付場所及び納付金額に係る記憶が明確ではなく、具体的な納付状況については不明である。

また、申立人は、申立人の夫が自身の郵便貯金口座から現金を引き出して申立期間の保険料を納付してくれたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の20歳到達者の納付記録から、平成3年11月頃から同年12月頃までに払い出され、申立人は同時期以降に国民年金の加入手続を行ったと推認されることから、加入時点を基準にすると、申立期間の保険料は過年度納付が可能であるものの、申立人の夫は、申立期間に係る過年度保険料の納付書をどのように入手したか覚えていない旨申述している上、C社D事業所に対し、申立期間に係る申立人の夫の貯金口座の取引状況について照会したが、「申立期間に係る取引記録については、保存期間を経過しているため確認できない。」と回答していることから、申立期間の保険料を過年度納付していたと推認す

ることは困難である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号  
払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が  
払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、  
確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをう  
かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判  
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め  
ることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から61年3月まで

私は、国民年金保険料の納付を昭和61年4月から始め、申立期間は未納にしていた。その後、62年3月に口座振替の手続を行ったときに、滞納していた申立期間の保険料を納付したはずなので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の所持するA社（現在は、B社）の預金通帳により確認できる昭和62年3月6日付けの支払金額欄に記載された8万5,200円が申立期間の国民年金保険料を納付した金額ではないかと主張しているが、当該金額は、オンライン記録において納付が確認できる61年4月から62年3月までの定額保険料額と一致するものの、申立期間の定額保険料額5万3,920円とは相違している。

また、上記金額の支払方法について、B社C支店は、「預金通帳の「記号・店番号」欄に記載された内容から、当該支払金額は支払伝票（納付書）を店頭を持ち込み、口座からの振替により支払ったものである。」と回答しているところ、上記預金通帳において、昭和62年3月6日から保険料の口座振替が開始されたことが確認できる同年5月30日までの期間に、同年3月6日付けと同様に口座からの振替により申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる記載は確認できない。

さらに、申立人は、上記預金通帳に記載された昭和61年6月25日から同年6月27日までの期間及び62年5月26日の支払金額についても申立期間の保険料を納付したときに引き出した金額である可能性が考えられると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号

番号払出簿により、61年8月8日に社会保険事務所（当時）からD市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人は手帳記号番号が払い出された以降に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、同年6月25日から同年6月27日までの期間は、加入手続を行うまで国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であること、及び62年5月26日の支払金額は申立期間の定額保険料額と相違していることから、これらの支払金額により、申立期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成9年9月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月から同年8月まで  
② 平成9年9月

私は、母に勧められて国民年金に加入することを決め、平成3年8月頃に母が国民年金の加入手続を行ってくれた。それ以降、国民年金保険料は納付期日までに自分で納付していたので、9年4月から同年8月までの期間が未納とされていることは納得できない。また、同年9月の保険料は還付されたことになっているが、還付金を受領した記憶は一切無いので、調査して年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、平成11年10月14日に、共済組合加入記録及び厚生年金保険被保険者記録に基づき国民年金の被保険者資格記録を追加処理したことにより生じた未納期間であることが確認できることから、当該記録が追加されるまでは国民年金の未加入期間であったことがうかがえる上、当該記録が追加された時点において、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間①は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

さらに、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、オンライン記録によると、申立期間②の保険料は、平成 11 年 11 月 11 日に保険料徴収権の時効期間に対する納付として過誤納保険料とされ、A 社会保険事務所(当時)において、同年 11 月 11 日付けで還付決議が行われ、12 年 1 月 28 日に送金(支払)通知書が作成されていることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立期間②に係る保険料の還付先金融機関及び申立人の口座番号が確認でき、当該金融機関から提出された申立人に係る預金取引明細表の記録により、平成 12 年 2 月 1 日に A 社会保険事務所から 9 年 9 月の保険料に相当する金額が振り込まれていることが確認できる上、ほかに申立期間②の保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が平成 9 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、同年 9 月の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年頃から3年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成4年1月から5年頃までの国民年金保険料については、納付記録を訂正する必要は無い。

さらに、平成2年頃又は3年頃から5年頃までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年頃から5年頃まで

私は、平成3年頃から4年頃に、A区役所から国民年金保険料の未納の連絡を受け、郵便貯金及び銀行預金から合計30万円程度を引き出して、2年頃から5年頃までの期間のうち3年分の保険料として納付した。

その後、平成5年11月にB市に転居後まもなく、市役所から再び保険料の未納の連絡を受けた。このとき、引っ越し前にA区役所で納付したはずだと伝えたが記録が無いと言われ、親からお金を借りて3年分の保険料として30万円程度を納付した。

当時は重複して納めた意識は無かったが、時効で2年以内の保険料しか納付できないとすると、平成2年頃又は3年頃から5年頃までの保険料について、A区とB市で重複して納付している期間もあると思われる。

申立期間について未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、平成6年2月頃に行われたものと推認されることから、当該加入手続が行われるまで、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする3年頃から4年頃までの期間及び5年11月頃に保険料を納付することは制度上できなかつたと考えられる上、申立人は4年3月まで大学生であ

ったと申述していることから、申立期間のうち、学生が強制加入となる3年3月以前の期間については、国民年金に任意加入の対象期間となり、加入手続の時点から遡って加入することはできず、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンライン記録によると、平成4年1月から6年3月までの保険料が過年度納付及び現年度納付されていることが確認できることから、申立人は加入時点において、納付可能な過年度保険料を全て納付したものの、申立期間のうち、3年12月以前の保険料は時効により納付できなかったものと考えられるとともに、前述のとおり、4年1月から6年3月までの保険料については、納付済みとなっていることから、当該期間の年金記録を訂正する必要は無い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、保険料をA区及びB市で重複して納付した可能性があるとして申述しているところ、重複納付された場合、保険料は過誤納となり、還付処理が行われることとなるが、オンライン記録に申立期間に係る保険料の過誤納及び還付の記録は無いことから、申立人が申立期間の保険料を重複して納付したとは考え難い。

このほか、申立期間のうち、平成2年頃から3年12月までの保険料を納付していたこと、及び2年頃又は3年頃から5年頃までの保険料を重複して納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間のうち、平成2年頃から3年12月までの保険料を納付していたこと、及び2年頃又は3年頃から5年頃までの保険料を重複して納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、平成2年頃から3年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成4年1月から5年頃までの国民年金保険料については、納付記録を訂正する必要は無い。

さらに、平成2年頃又は3年頃から5年頃までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4232

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から51年3月まで

私は、20歳当時は国民年金に加入していなかったが、昭和51年4月頃、弟とA区役所に行き、一緒に加入手続を行った。そのときに、43年7月に遡って加入し、それまで未納であった国民年金保険料を納付するように指導されたので、同区役所の国民年金課の窓口で13万円から14万円程度納付したことを覚えており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月頃、申立人の弟と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料として13万円から14万円程度納付したと主張しているが、A区の国民年金被保険者名簿において、申立人の加入手続は、同年12月1日に申立人の妻と一緒に行われていること、及び申立人の弟の加入手続は、52年6月9日に行われていることがそれぞれ確認できることから、申立人の主張と相違する上、申立人が加入した時点において、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の保険料として13万円から14万円程度、A区役所のB課の窓口で納付したと述べており、この点に注目した場合、時効となった未納保険料をまとめて納付する方法として過去に3回実施された特例納付制度の利用が考えられるが、申立人が加入手続を行った昭和51年12月の時点において、特例納付は実施されておらず、申立期間の保険料を一括納付することはできない上、その主張する金額は、申立人の加入時期において納付可能な過年度保険料額とも相違していることから、申

立期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は 93 か月と長期にわたっている上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から7年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月から7年3月まで

私の母は、平成13年9月12日に私の兄の国民年金保険料免除期間に対して追納を行っており、その頃に私の保険料免除期間についても追納を行っているはずなので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申請免除期間の国民年金保険料を追納するためには、追納申込の手続きを行い、社会保険事務所（当時）において、免除承認から追納するまでの経過期間に応じて計算される加算額を含めた保険料の納付書の発行を受けなければならないが、申立人は、申立期間に対する保険料の追納に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の母は、申立人に係る追納申込及び納付金額について具体的な記憶が無いと述べている上、オンライン記録において、追納申込を行った記録は無く、追納のために納付書が発行されたとは考え難い。

また、申立人の母から提出された銀行通帳には、平成13年6月27日から同年11月20日までの期間において、申立人の家族の保険料を納付したことを示す手書きの記入が5回確認できるが、いずれも申立人の母の納付及び申立人の兄の追納に関する記入のみであり、申立人の追納に関する記入は確認できない。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿において、申立期間は申請免除期間のままで記録されていることが確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人は、申立期間後の平成7年度から11年度までの保険料を現年度納付しており、12年度の保険料は1年分をまとめて平成13年8月31日に過年度納付していることが確認できる

ところ、申立人の母は、この過年度納付に係る記憶が無いと述べていることから、申立人の母が申述する申立期間の保険料を追納したとする記憶は、平成 12 年度の保険料を過年度納付したときの記憶である可能性も否定できない。

このほか、申立期間の保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から9年11月21日まで  
私は、A社に平成3年8月に入社し、9年11月に退社したが、7年8月以降の厚生年金保険の標準報酬月額が、36万円から26万円に減額されている。給与が大幅に下がった記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が36万円から26万円に減額されているが、給与が大幅に下がった記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。」と主張している。

しかし、A社は、「申立期間当時の資料が無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除額は不明である。」と回答している上、照会した当時の同僚も給与明細書等を保管しておらず、申立期間当時の保険料控除等について確認できない。

また、オンライン記録によると、申立期間当時のA社における厚生年金保険の被保険者39人のうち27人（申立人を含む。）の標準報酬月額が、平成7年8月1日付けで、2等級以上下がった月額変更として届け出され、同年8月17日に処理されていることが確認できるが、遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 11 日から 34 年 5 月 1 日まで

私は、A 県 B 市の C 社（昭和 18 年 6 月に D 社が設立、現在は、E 社）F 工場内に下請けとして所在していた「G 事業所、H 事業所又は I 事業所」に勤務していたときの厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「親戚の紹介により申立事業所（G 事業所、H 事業所又は I 事業所）に転職したので、最初に勤めていた事業所から厚生年金保険被保険者期間が継続しているはずである。」と供述しているところ、E 社 J 事務所は、「K 事業所から改称した G 事業所は、C 社の専属会社として L 部において M（業務）をしていた。」と回答していることから、G 事業所が C 社内に所在していたことが確認できる。

また、申立人から提出された N 丸の船（船名は、「O」）と申立人が一緒に撮影された写真及び E 社 J 事務所から提出された N 丸の進水記念ハガキ並びに P 社のホームページにおける船舶一覧表から、C 社において N 丸が建造され昭和 33 年 4 月 21 日に進水していることが確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が G 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、上記申立事業所及び E 社 J 事務所から回答のあった K 事業所は、申立期間当時、A 県 B 市に所在する厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は給与明細書等を所持していない上、事業主や元同僚の氏名を覚えていないことから事業主等の調査ができず、申立人の申立期間に

おける厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、E社J事務所は、「申立期間当時、C社の下請会社における従業員に係る厚生年金保険の適用については、当時の資料が無く不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4616

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 1 日から 59 年 1 月 31 日まで  
私の A 社における標準報酬月額が、昭和 56 年 12 月から半額以下に減額されている。当時は給料が減額されるようなことは無かったので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 56 年 12 月 1 日の随時改定において、同社の代表取締役（申立人の実兄）及び申立人の標準報酬月額が従前と比べ低額となっていることが確認できる。

しかし、A 社は、昭和 59 年 4 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は既に死亡している上、元事業主の妻は、「申立期間に係る関係資料は保管されていないため、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、上記被保険者名簿において、申立人に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿の「標準報酬月額の変せん」欄において記録が遡及訂正されているなどの不自然さは認められない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4617

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 1 日から 47 年 8 月 1 日まで  
私は、昭和 36 年 6 月に A 社に入社し、42 年 4 月に B 部門の C (役職) として、同社の D 営業所に転勤し、47 年 7 月 31 日に退職したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が 46 年 8 月 1 日となっている。調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和 47 年 7 月 31 日まで勤務していた。」と主張している。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該事業所を昭和 46 年 7 月 31 日に離職したことが確認でき、離職日の翌日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日とする当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録と符合する。

また、申立人は、「同じ職場の元同僚が、自分の退職後、E (業務) ができないので退職した。」と供述し、当該元同僚も、「申立人は、私より先に退職した。」と供述しているところ、当該被保険者名簿において、当該元同僚の資格喪失日の記録は、昭和 46 年 8 月 21 日であることが確認できる上、オンライン記録によると、当該元同僚は、同年 10 月に別の事業所で被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は、「申立期間当時の資料が残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4618

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 12 月 1 日から 55 年 3 月 31 日まで  
② 昭和 55 年 4 月 1 日から 57 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 54 年 12 月から 55 年 3 月まで A 社に、同年 4 月から 57 年 3 月までは B 社に勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が抜けているので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①については、A社の元事業主の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、「C」という名称で、D 県 E 区に所在する厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、当該事業所の元事業主は、「会社が厚生年金保険の手続をしたことはなく、誰一人厚生年金保険には加入していなかった。」と回答している。

また、当該事業所の役員 2 名は、申立期間①当時、国民年金に加入している上、申立人は、元同僚の氏名を覚えておらず、元同僚から事情を聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

#### 2 申立期間②について、申立人は、勤務場所、業種、従業員数及び取引先の事業所名について、詳細に供述していることから、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、「F」という名称で、D 県及び G 県に所在する厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、申立人は、

「申立期間当時の従業員数は4名くらいであった。」と供述していることから、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていなかった可能性がうかがえる。

また、商業登記簿謄本で確認できる元事業主及び役員1名は、申立期間において、厚生年金保険の加入記録が確認できない上、元事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間②における保険料控除や当該事業所の厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4619

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 25 日から 41 年 2 月 11 日まで  
私は、昭和 36 年 10 月から A 市の B 社 C 店に正社員の D (職種) として勤務し、41 年 2 月中旬頃、長女の出産のために退職したが、平成 12 年 4 月頃、夫の年金記録確認の際、社会保険事務所 (当時) から、「私の厚生年金保険のうち、B 社については、脱退手当金を支払い済み。」と言われたが、私は脱退手当金をもらった記憶が無いので納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、「脱退手当金」支給済みの表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 2 月 11 日から約 1 か月半後の同年 3 月 25 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金の支給記録が確認できる元同僚のうち、「退職時、会社から脱退手当金の説明を受け、会社に代理請求してもらった。」と証言している者がいるほかに、「会社に代理請求してもらった。」と証言している元同僚も複数いることから、当該事業所において、脱退手当金の代理請求が行われていた可能性が考えられる。

なお、当該事業所は既に適用事業所でなくなっている上、元事業主及び元事務担当者は死亡しており、申立期間当時の事情について確認できない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 千葉厚生年金 事案 4620

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで  
③ 昭和 43 年 8 月 1 日から 45 年 7 月 1 日まで  
④ 昭和 45 年 7 月 1 日から 46 年 11 月 1 日まで  
⑤ 昭和 46 年 11 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで  
⑥ 昭和 57 年 3 月 30 日から 58 年 4 月 1 日まで  
⑦ 昭和 62 年 8 月 26 日から 63 年 8 月 1 日まで

私は、A事業所内にある会社でB（職種）として、申立期間①はC事業所、申立期間②はD社、申立期間③はE社（現在は、F社が承継）、申立期間④はG事業所（現在は、H社）、申立期間⑤はI社、申立期間⑥はJ社（現在は、K社）及び申立期間⑦はL社にそれぞれ勤務し、給与から健康保険、厚生年金保険及び失業保険は税金と一緒に控除されていたと思うので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C事業所の元事業主は、「申立人は申立期間①において、当事業所に勤務していた。」と回答している。

しかし、当該元事業主は、「当事業所は、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答しており、オンライン記録において、当該元事業主は、昭和 35 年 10 月 1 日から平成 7 年 2 月 11 日（60 歳到達）まで国民年金に加入し、国民年金保険料を完納していることが確認できる上、C事業所（類似の事業所名を含む。）という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、当該事業所が加入していたM協同組合から提出された資料により判明した、当該事業所の元同僚二人についても、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、D社の所在地及び元事業主の氏名を記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 58 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②は適用事業所になる前の期間である上、元事業主の所在は不明であることから、申立人の申立期間②に係る保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所の元同僚は、「私は、当該事業所に昭和 37 年頃から 62 年 8 月頃まで勤務した。申立人を知っているが、勤務期間は覚えていない。」と供述しているところ、オンライン記録において、当該元同僚が当該事業所において厚生年金保険に加入したのは、当該事業所が新規適用事業所となった 58 年 4 月 1 日からであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人が氏名を記憶しているE社の元同僚は、「定かでないが、申立人の勤務期間は申立期間③だと思う。」と供述していることから、申立人が申立期間③において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、E社及びN事業所（類似の名称を含む。）という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない上、F社から調査協力が得られず、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認することができない。

また、上記元同僚は、「私は、E社に昭和 34 年 5 月頃から 46 年 6 月頃まで勤務した。」と供述しているところ、オンライン記録において、当該期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人は、「A事業所内にあった、G事業所に

勤務していた。」と主張しているところ、A事業所の回答により、申立期間当時、当該事業所がA事業所内でO（業種）として活動していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、H社は平成8年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間④は適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所の事業主は、「申立期間④に申立人が在籍していたか不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤について、I社の元事業主は、申立人が当該事業所に勤務していたことを認めている。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は平成13年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間⑤は適用事業所になる前の期間である。

また、当該元事業主は、「会社が倒産してしまい、当時社会保険関係の仕事任せしていた者と連絡が取れないため、保険料控除等については不明。」と回答している。

さらに、申立期間当時、当該元事業主が加入していたP協同組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間⑤における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 申立期間⑥について、雇用保険の加入記録により、申立人がJ社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の元同僚の氏名を覚えておらず、申立期間⑥に当該事業所で厚生年金保険の被保険者期間を有する3名に照会したところ、回答があった2名は、「申立人を覚えていない。」と供述している上、当該事業所から調査協力が得られず、申立人の申立期間⑥に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記3名について雇用保険の加入記録を調査したところ、雇用保険の被保険者期間が厚生年金保険の被保険者期間と必ずしも符合しておらず、当該事業所において、雇用保険の加入期間を必ずしも厚生年金保険の被保険者期間としていなかった実態がうかがえる。

さらに、当該事業所の被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間⑥における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 7 申立期間⑦について、申立人は、L社の所在地及び事業主の氏名を記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の事業主は、「申立人が申立期間に在職していたか不明。臨時雇用者は、厚生年金保険には加入せず、保険料は徴収しない。」と回答している。

また、申立人は、当該事業所の元同僚の氏名を覚えておらず、申立期間⑦に当該事業所で厚生年金保険の被保険者期間を有する4名に照会したところ、回答があった2名のうち1名は、「申立人を知っている。アルバイトのような働き方で、長くは在籍しなかった。社会保険には加入していなかったと思う。」と供述、残りの1名は、「申立人を覚えていない。」と供述している。

さらに、当該事業所の被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間⑦における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 8 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年頃から 20 年頃まで

私の夫は、A (学校) (現在は、B (学校)) を卒業後、すぐにC市にあったD社E工場 (現在は、F社) に入社し、召集されて兵役に就くまで勤務をしていた昭和 17 年頃から 20 年頃までの間、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。調査の上、被保険者記録として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「私の夫は、A (学校) を卒業後、すぐにC市にあったD社E工場に入社し、召集されて兵役に就くまで勤務していた。」と主張している。

しかし、F社は、「申立期間当時の関連資料は無く、不明。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の妻は、D社E工場の元同僚について記憶が無いことから、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、元同僚のうち、所在の確認できた 33 人に申立人の勤務実態について照会したところ、26 人から回答を得られたが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

さらに、申立人の妻が作成したA (学校) の同窓生及び兵役時の関係者のリストにおいて、連絡先の判明した 6 人に申立人の勤務実態について照会したところ、6 人全員から回答を得られたが、申立人の勤務先等を覚え

ている者はいなかった。

加えて、上記被保険者名簿を縦覧しても、申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4622

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から同年9月1日まで

私は、平成元年4月1日付けで、A社をB区Cに設立し、同日に代表取締役就任した。就任後、勤務した期間に空白がないはずであるが、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間として欠落しているため、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本により、申立人は、A社が設立された平成元年4月1日から代表取締役として当該事業所に在籍していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所名簿では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのと同じ平成元年9月1日であり、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、元同僚の一人は、「平成元年4月1日に入社したが、厚生年金保険に加入しないことを知っていたので、前の会社を退職した次の月から国民年金に加入し、会社が厚生年金保険に加入する同年9月までは、国民年金保険料の納付を継続した。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。